

News Release

2012年10月17日

「年金＋一時金」で、一生涯をサポートする介護保障商品
「終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）」発売のお知らせ

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：佐々木 静）は、昨年10月の合併から1周年を迎えるにあたり、合併後初めての新品として、2012年12月3日より「終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）」を発売します。

本特約は、当社初の本格的な介護保障商品であり、お支払事由を公的介護保険制度に連動させることで「わかりやすさ」を、さらに保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで「低廉な保険料」を追求しました。また、終身保険や医療保険に付加する「特約」とすることで、ひとつの契約で「死亡保障＋介護保障」や「医療保障＋介護保障」を合理的にご準備いただけるようになりました。

当社は、高齢化社会が進む中、今後とも真にお客さまに役立つ死亡・医療・介護商品を提供し、より一層社会的役割を果たせるよう努めてまいります。

< 終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）の特長 >

特長1 年金・一時金のお支払事由を公的介護保険制度にも連動させ、わかりやすくしました。

公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、または約款所定の要介護状態・高度障害状態になられたとき、介護障害年金および介護障害一時金をお受け取りいただけます。

「介護障害一時金なし型」を選択された場合は、介護障害一時金のお支払いはありません。

特長2 一生涯、年金をお支払いしますので、長期間の介護の場合でも安心です。（終身年金の場合）

介護障害年金の種類が「終身年金」の場合、第1回介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、約款所定のお支払事由に該当している限り、一生涯にわたって介護障害年金をお受け取りいただけます。

「5年確定年金」を選択された場合は、介護障害年金のお支払いは5回となります。

特長3 ニーズに合わせて、介護障害年金の種類・介護障害一時金の型を選択いただけます。

【介護障害年金の種類】

一生涯にわたる安心の介護保障を確保したいお客さまのために「終身年金」を、保障期間を限定することで、低廉な保険料で介護保障を確保したいお客さまのために「5年確定年金」をご用意しました。

【介護障害一時金の型】

要介護状態になられたときの初期費用への備えに関して、お客さま一人ひとりのニーズに合わせたプラン設計が可能となるよう、介護障害年金額の「1倍型」「2倍型」「4倍型」「なし型」をご用意しました。

介護用品購入費用、福祉車両購入費用、住宅改修費用、介護施設入居費用等

特長4 保険料払込期間中の解約返戻金をなくし、保険料を低廉化しました。

できるだけ低廉な保険料で一生涯の介護保障を確保したいというお客さまのご要望にお応えできるよう保険料払込期間中の解約返戻金をなくす合理的な設計としました。

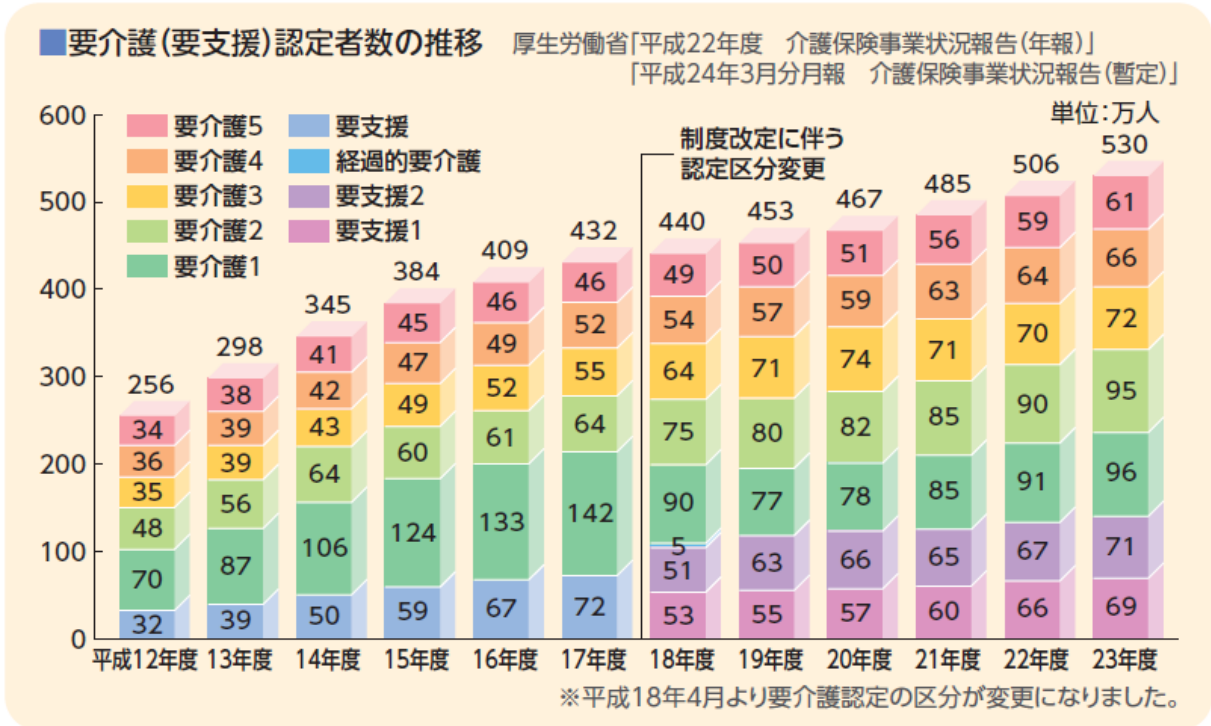
本件に関するお問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

企画部	広報グループ	森井・富吉	TEL 03-3273-8760
商品部	商品開発グループ	新山・佐伯	TEL 03-3273-0440

・開発の背景

高齢化社会の急速な進展に伴い、公的介護保険制度における要支援・要介護認定者数は制度発足以降の11年間で倍増しており、介護にかかる経済的負担や精神的負担への備えをしておきたいというような、お客さまの介護保障に対するニーズは高まっています。



上記介護保障ニーズに対しては、当社はこれまで終身保険等において保険料払込満了後に死亡・高度障害保障を介護保障に変更する「介護保障移行特約」等により対応してきましたが、「死亡・高度障害保障を途中で減らしたくない」「お支払事由を公的介護保険に連動したわかりやすい基準にしてほしい」等の声にお応えしつつ、年金と一時金の組み合わせにより介護にかかる様々な負担をバックアップできるよう、今般、「終身介護保障特約(払込期間中無解約返戻金型)」を開発いたしました。

・商品の概要

1. しくみ図

●終身介護保障特約(払込期間中無解約返戻金型)のお受取例: (終身年金)・介護障害年金額60万円の場合

一時金4倍型 (240万円)

一時金2倍型 (120万円)

一時金1倍型 (60万円)

一時金なし型

介護障害一時金 (60万円)

介護障害一時金 (60万円)

介護障害一時金 (60万円)

介護障害一時金 (60万円)

介護障害年金 (60万円)

●第1回目の 介護障害年金、介護障害一時金のお受取例

介護障害一時金の型	一時金4倍型	一時金2倍型	一時金1倍型	一時金なし型
介護障害一時金 + 介護障害年金	240万円 + 60万円	120万円 + 60万円	60万円 + 60万円	なし + 60万円
=受取額	=300万円	=180万円	=120万円	60万円

●第2回目から第6回目までの受取例

回数	介護障害年金 (60万円)
2回目	60万円
3回目	60万円
4回目	60万円
5回目	60万円
6回目	60万円

→ 一生

介護障害年金
生存し、かつ約款所定のお支払事由に該当している限り、終身にわたって、年金をお受け取りいただけます。
※第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当しているときに限り、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。

介護障害一時金
介護障害一時金の受取額を介護障害年金の1倍・2倍・4倍からお選びいただけます。
※介護障害一時金のない「介護障害一時金なし型」もお選びいただけます。
※介護障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

第1回のお支払事由に該当したとき (1回目)

2. お支払事由（概要）とお支払額

名称		お支払事由(お支払いできる場合)	お支払額
介護障害年金	第1回介護障害年金	病気・ケガにより、次のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき (2) 満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あることが、医師によって診断確定されたとき (3) 約款所定の高度障害状態に該当したとき	介護障害年金額
	第2回以後の介護障害年金	1. 介護障害年金の種類が終身年金の場合 第1回介護障害年金が支払われる場合で、その第1回介護障害年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日において、病気・ケガにより、次の各号のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されているとき (2) 満65歳未満の被保険者について、その日を含めて180日以上前から継続して約款所定の要介護状態に該当していると医師によって診断確定されたとき (3) 約款所定の高度障害状態に該当しているとき 2. 介護障害年金の種類が5年確定年金の場合 第1回介護障害年金が支払われる場合で、介護障害年金支払応当日が到来したとき	
介護障害一時金		第1回介護障害年金が支払われるとき	介護障害一時金額
死亡給付金		有期払契約で、第1回介護障害年金支払日前に死亡したとき	介護障害年金額

「第1回介護障害年金が支払われるとき」または「主契約の保険料のお払込が免除される時」には、本特約の保険料のお払込は不要になります。

3. 取扱規定（抜粋）

契約年齢範囲	15歳～80歳
保険期間	終身のみ
保険料払込期間	主契約と同一
介護障害年金の種類	終身年金、5年確定年金
介護障害一時金の型	介護障害年金額の1倍型、2倍型、4倍型、なし型
介護障害年金額	10万円以上(1万円単位)
この特約を付加できる主契約	積立利率変動型終身保険 積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型） 新医療保険 【終身保障タイプのみ】

4. 保険料例

< ご契約例 >

- ・介護障害年金の種類：終身年金
- ・介護障害年金額：60万円、介護障害一時金額：60万円（一時金1倍型）
- ・月払口座振替扱

（単位：円）

ご契約年齢	60歳払込満了		終身払	
	男性	女性	男性	女性
30歳	3,816	6,180	2,478	3,780
40歳	6,282	10,926	3,156	5,166
50歳	14,844	26,604	4,692	7,782

以上